

## 參考資料

# 広告規制緩和の内容

## 制定当時

- 医師、歯科医師である旨
- 診療科名
- 病院等の名称、電話番号、所在地
- 診療に従事する医師、歯科医師の氏名
- 診療日又は診療時間
- 入院設備の有無
- 保険医療機関、救急病院等

## 平成4年改正

以下の項目を追加

- 院内案内（病院の場合）
- 療養型病床群の有無
- 開放型病院、紹介外来型病院、緩和ケア病棟の有無
- 予約診察、休日診療、往診
- 他の医療機関への紹介の実施
- 訪問看護

## 平成9年改正

以下の項目を追加

- 在宅医療
- 入院患者に対して提供する役務
- 医師、看護婦等の員数
- 病床数、病室数
- 病室、機能訓練室等に関する事項
- 併設施設の名称

## 平成13年改正

以下の項目を追加

- 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供していること
- (財)日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果
- 治験に関する事項
- 医師、歯科医師の略歴、年齢、性別
- 共同利用することができる医療機器

## 平成14年改正の緩和事項

### ◇医療の内容に関する情報

- 専門医の認定
- 治療方法
- 手術件数、分娩件数、平均在院日数、疾患別患者数

### ◇医療機関の構造設備・人員配置に関する情報

- 医師・看護婦等の患者数に対する配置割合
- 売店、食堂、一時保育サービス等

### ◇医療機関の体制整備に関する情報

- セカンドオピニオンの実施
- 電子カルテの導入
- 患者相談窓口の設置
- 症例検討会の開催
- 入院診療計画の導入
- 医療安全のための院内管理体制

### ◇医療機関に対する評価

- (財)日本医療機能評価機構の個別評価結果

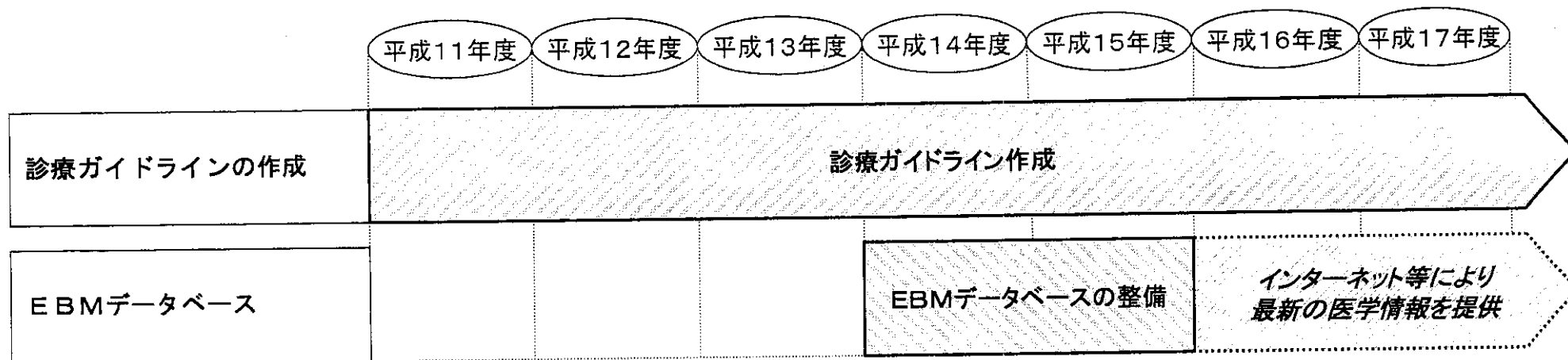
### ◇医療機関の運営に関する情報

- 病床利用率
- 理事長の略歴
- 外部監査
- 患者サービスの提供体制に係る評価 (ISO9000s等)

### ◇その他

- 医療機関のホームページアドレス

# 根拠に基づく医療(EBM)の推進スケジュール



## 診療ガイドラインの作成状況

平成13年度完成  
(計10疾患)

- ・糖尿病
- ・急性心筋梗塞
- ・高血圧
- ・喘息
- ・泌尿器科疾患  
(前立腺肥大症、尿失禁)
- ・アルツハイマー病
- ・胃潰瘍
- ・白内障
- ・腰痛
- ・クモ膜下出血
- ・アレルギー性鼻炎

平成14年度完成  
(計6疾患)

- ・脳梗塞
- ・関節リウマチ
- ・肺癌
- ・乳癌
- ・胃癌

平成15年度完成予定  
(計4疾患)

- ・大腿骨頸部骨折
- ・肝癌
- ・腰椎椎間板ヘルニア
- ・脳出血

平成15年度末までに20疾患のガイドラインの完成を目指す

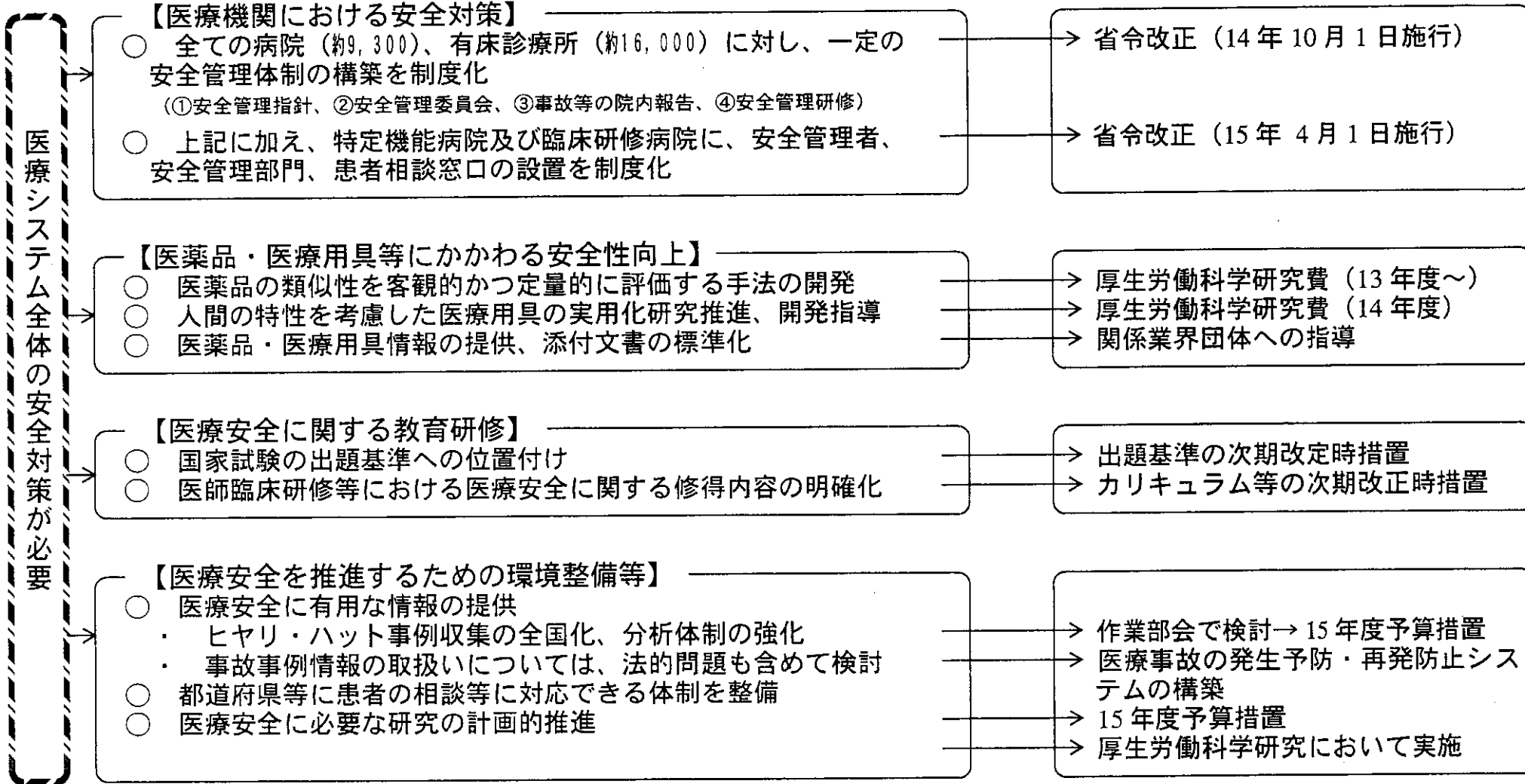
## (財)日本医療機能評価機構において実施する事業

- 診療ガイドラインデータベースの構築  
=学会等により作成された診療ガイドラインをデータベース化し、平成16年度より、これらの情報をインターネット等により医師向け、患者向けに提供を行う。
- 診療ガイドラインの作成支援  
=診療ガイドラインを作成する学会等への文献の検索、収集等を行い作成支援をする。

# 医療安全推進総合対策（平成14年4月）を踏まえた実施状況（概要）

## 主な提言

## 施策の実施状況



# 医療安全支援センターの設置運営について（概要）

- 平成15年度より、患者・家族等と医療提供者・医療機関との信頼関係の構築の支援と患者サービスの向上を目的に、医療に関する患者・家族等の苦情・心配や相談への迅速な対応や医療機関への情報提供等を行う「医療安全支援センター」を都道府県等に設置を進め、全国的な展開を図る。
- 国は、本センターの設置運営に関する基本的な方針を策定・普及するとともに、相談員に対する研修や相談事例の収集・分析・提供など総合的な支援策を講じる。

## 1 目 的

- 医療に関する患者・家族等の苦情・心配や相談に迅速に対応し、医療機関への情報提供等を行う体制の整備を図ること。
- 医療機関に患者・家族等の情報提供を行うことを通じて、医療機関における患者サービスの向上を図ること。

## 2 基本方針

- 中立的な立場から、患者・家族等と医療提供者・医療機関の信頼関係の構築を支援すること。
- 相談しやすい体制を整備し、相談者のプライバシーを保護すること。
- 地域で既に活動している相談窓口等と十分連携を図りつつ運営すること。

## 3 実施主体

都道府県、保健所を設置する市又は特別区

## 4 実施体制

### (1) 医療安全支援センターの設置・運営

- 都道府県及び二次医療圏に重層的に設置するとともに、保健所設置市区に設置
- センターに「医療安全推進協議会」及び「相談窓口」を設置
- 患者・家族等からの苦情・心配・相談への対応、医療機関からの相談への対応、相談事例の収集・分析・情報提供等を実施

### (2) 医療安全推進協議会

- センターの活動方針等の検討、相談事例に係る指導・助言、関係団体との連絡調整等を実施
- 同協議会の委員は、医療サービスを利用する者、地域の医療関係団体の代表、有識者等から選任

### (3) 相談窓口

- 患者・家族等からの相談、医療機関への情報提供等を実施
- 相談の担当者として必要な知識等を有する医師・看護師等を配置

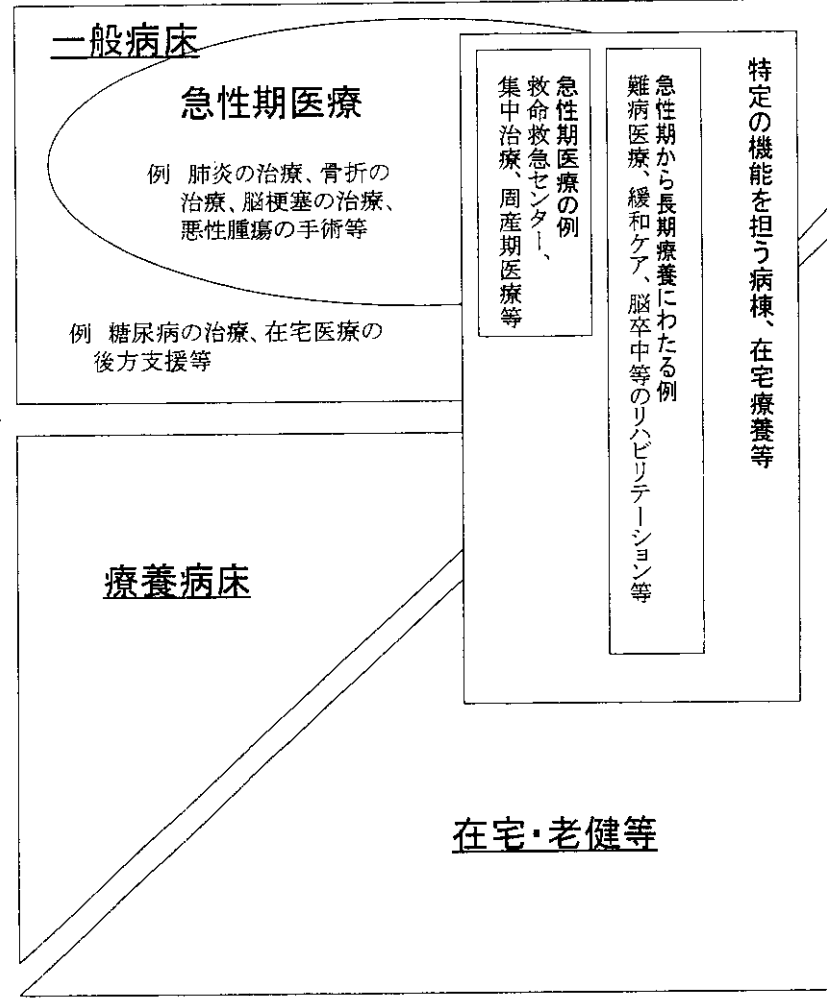
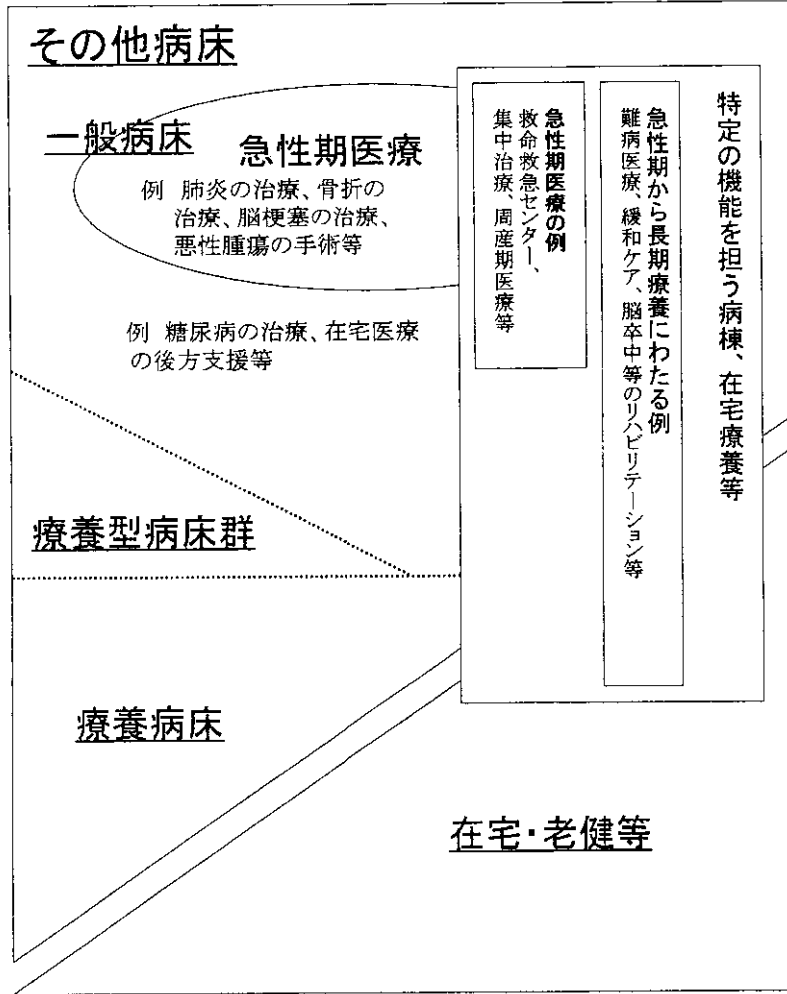
## 5 支 援

国は、センター支援のため職員への研修、相談事例の収集・分析、情報提供等総合的な支援策を実施

# 病床の機能分化のイメージ

現行

将来



長期療養・在宅療養

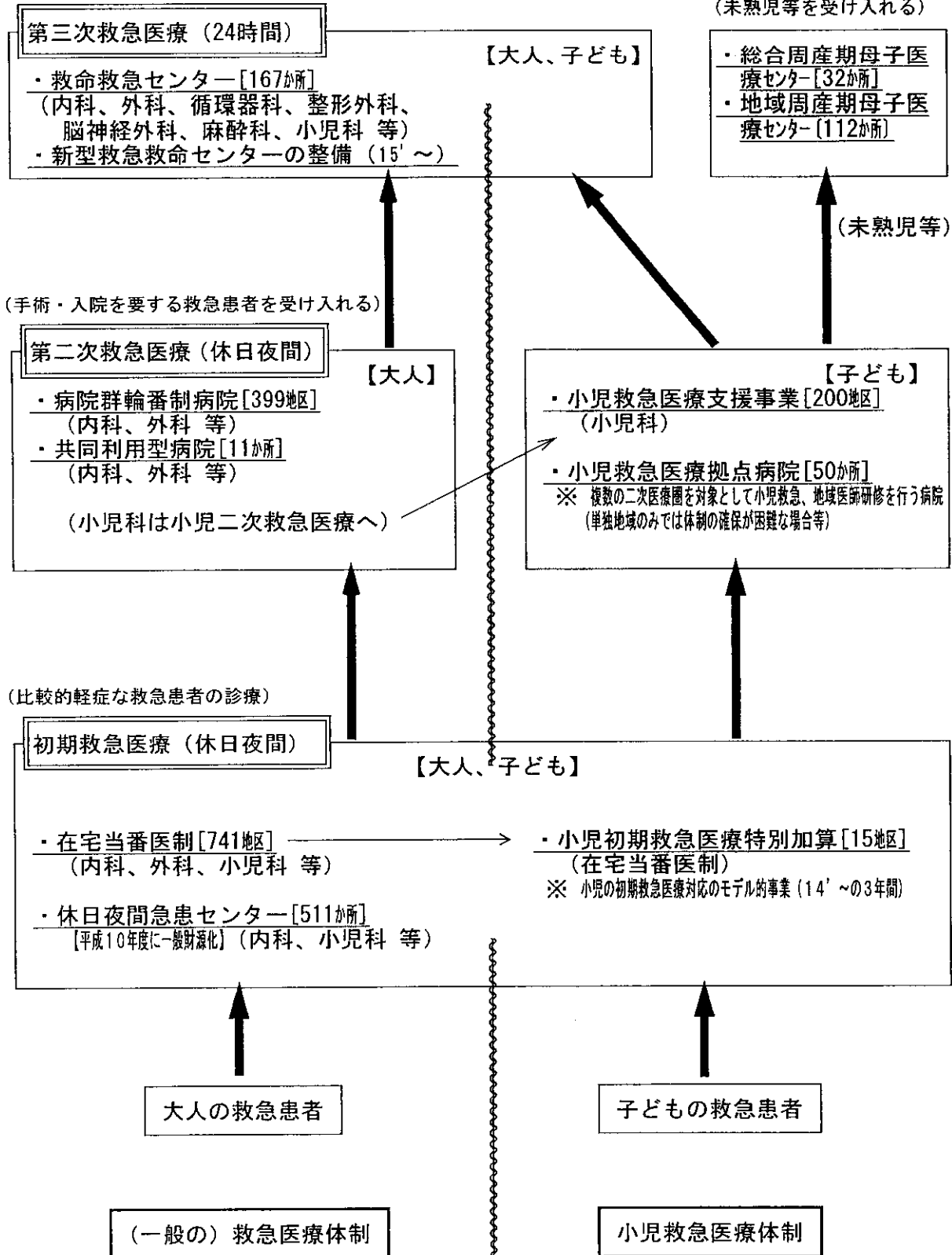
長期療養・在宅療養

※ 上記では、一般病床、療養病床以外の病床(精神病床、感染症病床、結核病床)については、簡略化するため省略している。

# 救急医療体系図（一般・小児）

（重症・複数科にわたるすべての重篤救急患者を受け入れる）

（未熟児等を受け入れる）



（注）[ ]書きは、平成15年度運営予定か所（地区）数である。

# へき地医療対策について

## これまでの対策

- 山村、離島等のへき地における医療の確保については、昭和31年度から9次にわたる「へき地保健医療計画」を策定し、二次医療圏単位で各種施策を講じてきた。
- これに伴い無医地区数は以前に比べ大きく減少。

### 【無医地区数の変遷】

調査年	無医地区数	人口
昭和41年	2920	119万人
昭和48年	2088	77万人
昭和59年	1276	32万人
平成11年	914	20万人

※無医地区：医療機関のない地域で、当該地域の中心的な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に人口50人以上が居住している地域であって、通常の交通機関を利用して医療機関まで片道1時間超を要する地域など。

## 現在の取り組み

- 医療資源の都市部偏在等により二次医療圏単独では医療過疎地域の医療需要に対応しきれないため、より広域的に都道府県単位でのへき地対策を講じているところ。

### [主要事業]

#### (1)へき地医療拠点病院

- ①概要 要：都道府県単位での指導・調整の下に「へき地診療所」への医師派遣、「へき地診療所」の無い無医地区等を対象とした巡回診療等を行う。
- ②箇所数 177病院
- ③補助先 都道府県の指定した病院  
(運営費(医師派遣、巡回診療実施のための人件費等)、施設・設備整備)

#### (2)へき地診療所

- ①概要 要：無医地区等において診療所を整備し、地域住民の医療確保を図る。
- ②箇所数 796か所
- ③補助先 都道府県、市町村、日赤、済生会、厚生連、北社協  
(運営費(診療実施のための人件費等)、施設・設備整備)